

京都市告示第255号

京都市市街地景観整備条例第46条第1項の規定による、地域景観づくり計画書であることの認定をいたしましたので、その旨を同条第3項の規定に基づき、告示し、計画書を縦覧に供します。

令和4年7月20日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

膏薬辻子まちづくり協議会

2 地域景観づくり計画書の認定年月日及び番号

令和4年7月20日 第計013号

3 地域景観づくり協議地区の名称

膏薬辻子まちづくり協議地区

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市下京区妙伝寺町、郭巨山町、矢田町、新釜座町及び四条町の各一部

5 景観の保全及び創出の方針の概要

膏薬辻子まちづくりビジョン及び膏薬辻子地区地区計画に示すまちづくりの目標である、歴史に培われた静かで活力ある歴史的細街路沿いの落ち着いた町並みを、将来にわたって守り育てる。

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

令和4年7月20日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局都市景観部景観政策課）